

## 環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令の概要

### 1. 背景

本年4月27日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号。以下「改正法」という。)第1条の施行に伴い、環境影響評価法施行規則(平成10年総理府令第37号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

### 2. 内容

#### (1) インターネットによる公表(改正法による改正後の環境影響評価法(以下「法」という。)第7条、第16条、第27条)

事業者は、以下のうち適切な方法により、方法書、準備書、評価書の公表を行うものとする。

- ・自らのウェブサイトへの掲載
- ・関係都道府県又は関係市町村の協力を得て、当該地方公共団体のウェブサイトに掲載すること

#### (2) 方法書説明会の開催(法第7条の2第1項)

方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

#### (3) 方法書説明会の開催の公告(法第7条の2第2項)

方法書説明会の開催の公告の方法については、施行規則第1条の規定を準用し、公告事項は、次に掲げるものとする。

- ・事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・対象事業の名称、種類及び規模
- ・対象事業が実施されるべき区域
- ・関係地域の範囲
- ・方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

#### (4) 方法書説明会の不開催に係る事業者の責めに帰することができない事由(法第7条の2第4項)

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- ・事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(5) 学識経験を有する者からの意見聴取（法第 11 条第 3 項、法第 23 条）

環境大臣は、意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

(6) その他

都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公布：平成 23 年 10 月 14 日

施行：平成 24 年 4 月 1 日（予定）